

宮津藩の丹後縮緬機業政策について（一）

足立 政 男

目 次

は し が き

一、藩の制限政策

二、藩の保護政策

(イ) 機株仲間の創設

(ロ) 京問屋設定の公許

(ハ) 糸問屋の横暴に対する弾圧策

(ニ) 産物御改法の施行

(ホ) 其の他の保護育成策

三、貢租 制 度

む す び

(イ) 掛機・歩機の禁止

(ロ) 京都絹問屋の横暴に対する弾圧策

(ハ) 三領合同の丹後国産会所の設立

(ニ) 生産の調節と融資

は し が き

近世に於ける丹後縮緬機業に対して宮津藩のとつた機業政策は一体どのようなものであったか、更に又何故私
がここにこれを取りあげて研究のテーマに選んだかについて簡単に一言述べておきたい。

宮津藩の機業政策についてはすでに「丹後機業の歴史」^①に次の如く述べられている。

「宮津藩をみると、ここでは藩主青山氏がすでに暴君的性格をもっており、このもとでの新興縮緬機業が峯山領内のように進めないのは当然のことで、藩はこの機業に従事する領民に対しては、「農耕を怠る」という理由でつねに庄迫を加えつつあったが、ついに創織後廿八年の寛延二年（一七四九）には加悦谷算所村の機方などに対し、機業停止の彈圧をもつてのぞむにいたった。この算所村はその自然的条件からも、百姓だけは暮せぬ村方で、従つて縮緬以前からの絹機をやっていたのであるが、いまここで縮緬機を停止せねばならぬと、人民の生活は全く困窮におちいり坐して死をまつにひとしいというので、必死の哀願をつづけて停止御免を求め、ついにはかつての最後の抵抗としての逃散をも辞さない要求を重ねたので、ようやく「機方停止」こそ免れたが、その代りとして、藩は苛酷な「機方運上」の徴収を強行するにいたった。もとより、これは算所村ばかりではなく、領内いずれの村方に対しても大同小異であるから、しぜん機方は同業の発展とか、自然的向上などのことより、どうして日々の業体と生活を守るかが、最大の問題であつて、後年この藩の機方も「年行司」制をもうけて自治機関としたが、もちろん峯山藩のそれとは全然その性質を異にし、多くは同業自衛上の役目として設けたのであつた。このようにして新興産業として、その発展途上もつとも大切な創業時代がこの有様であるから、同じようにその機方が領内に拡まりゆくとしても、峯山のそれとは雲泥の差であり、その発展ぶりにも当然暗い運命がまつわりついていたのである。宝曆九年青山氏去り、新たに本荘氏が丹後六万石で入領したが、この本荘氏もまた前青山氏におとらぬ暴政をもつて臨み、入領直後の宝曆十一、二年には早くも執拗にして苛酷な機運上をくだつた。以来本荘氏は明治維新にいたるまで、運上につぐ運上をもつてし、「お講」と称し「頼母子」といい、「お

頼み銀」「献金」とまでいって、領民の生活をしぼりあげ、ついに文政五年、例の「文政百姓一揆」をみるほどの苛酷をかさねたのである。だから、機方は日夜藩の暴政と同業の不統制、そして京都問屋資本の残忍きわまる取引に加うるに、地元商業問屋資本のあくなき搾取に苦しみ、かくて本荘氏百年間において、藩自らが機業のために計ったということは皆無にひとしく、藩と領内各種資本の結托による悪辣な藩政のみがつづいた。」

と述べて丹後縮緬機業に対する宮津藩の政策を極端に攻撃し、結論づけているが、岩崎氏のいわれるように果して宮津藩は機業のために計ったことは皆無にひとしく、悪辣な機業政策のみが藩政百年間もつづいたのであるうか。私はこの極端な史実の展開を暴論して退けたい。そしてむしろ、藩領における耕地の狭少と、雪深い単作地帯としての丹後の農村経済生活の窮乏を打開する唯一の「耕間余業」として、ついでは機業の発展が農業を疎略にするといった米遣い経済の近世封建体制と矛盾を孕みつつも、藩庫補給の唯一の財源として、いわゆる「大切の御国産」としてこれを保護するだけではなく大いに助長したのであったと結論づけたい。

勿論近世の封建体制下における機業であったため、農業を放棄してまで機業を保護助長したのではなかった。

しかしながら「農業疎略」によって、或いは貢租の徴収等によって、その機業政策に保護助長政策が見られなかったとするところの機業史の叙述、藩政の分析は危険であるばかりではなく、誤りも甚だしい。一方で機業制限政策があり、他方に保護育成政策といった一見相反した矛盾した二重性格的な政策が見られないこともないが、これは当時の封建社会の中での機業であり、機業政策であることから考察するならば、むしろ当然であり、前者の諸制限政策も当時の经济社会の体制下では健全なる機業の発達、健全なる機業政策として、保護育成政策と相通ずる点も多いと考えられるのである。矛盾している二重性格的機業政策に一見して見られたがら、その本質に

おいてはやはり「御大切の御国産」の保護育成策の一貫した藩政策の中に統一併合されるべきではなからうかとすら考えるものである。

① 「丹後機業の歴史」(一五—一八頁) 岩崎英精著(昭和二八年)

一、藩の制限政策

機業の領内への移植が領民自らの手で行われたことはすでに拙稿「近世における丹後縮緬産地問屋の利貸と土地集中形態について」^①において述べたところであるが、その後の機業の発展に宮津藩が無関心である筈はなかった。

すなわち藩庁としては、その自由奔放なる発展に対しては制限と統制政策をもってあたり、その当時の封建体制の社会に適合した健全なる発展を促進したのである。

縮緬機業が、土地が狭少で単作地方としての雪深い丹後の空細な農業経営に比べて、有利であり、屋内作業でかつ農閑余業であったから、農民達は我を競ってこれに従事し、生産に狂奔したのであろうことは想像するにがたくない。かくて耕間経営であった機業は次第に專業化し、収益の少ない苦しい農耕作業から離脱せんとするようになり、当時の米遣い経済社会の自給自足体制から遊離した形態、いわゆる商品経済社会を形成せんとする傾向さえ窺われるに至ったのである。かくて封建的領主を中心とする武士層の安定地盤たる農業生産を衰微せしめる徴候が現われるや、宮津藩としてもこれを放置し得ず、制限政策をもってこれを統制せざるを得なくなつた。

この種の政策の初見文書は寛延二年（一七四九）における機業停止策に対する機方の機業継続の歎願書である。^②
すなわち次の如くである。

乍恐奉願上口上覚

一、先月機商売御停止被仰付奉畏り候得共、当村の儀は迷惑仕候に付御赦免被為遊下候様先達奉願上候得共御取上ケ無御座旨奉承知又々御願申上候儀恐多奉存候得共、算所村の儀は外の村方と違ひ九十余年以前村中潰御田地開不申候に付、三河内村機屋の内より六人入百姓に被仰付、銘々共先祖罷出開作仕候（中略）勿論妻子等は機商売仕渡世送り其後不相替仕来申候。尤も小村故人数少々御座候得共、大郷同然に諸事相調迷惑仕候。其の上商売等も不仕候ては弥以人数少く罷来候殊に山林無御座候村故、薪、肥料等商売の力をもつて相調申候右商売仕候に付御田地手張り作仕候処家米等も相抱不申候ては指当り開作植付等迷惑仕困窮に罷成候、殊に幼少より機商売仕来候妻子等に御座候得者、外の商売手段無御座候て必至迷惑仕候。右の付合に御座候間御上様の御思召不願御願奉申上候。乍恐御慈悲の御了簡を以て前々通機商売御免被仰付、百姓相続仕妻子等も育申度奉願上候恐入候御願に御座候共右願の通り被為仰付置被下候半ハ難有可奉存候。

以上

寛延二年巳四月

算所村機屋惣代 治兵衛

同村惣百姓代 五郎兵衛

同村組頭 九右衛門

同村庄屋 半 六

右願之儀先達申上候処御取上無御座候由再度奉願候儀戊乍恐如何ケ敷奉存候得共、右書上ケ候通村中甚難儀困窮仕候儀に御座候故猶又奉願上候。何分御慈悲の上願の通り被為仰付被下候半ハ難有可奉存候。 以上

中村治右衛門様

□大野組大庄屋 九兵衛

とあり、縮緬伝来後約三十年後のものであるが、農耕は家米を抱えて行い、その家米どもにまかせきりて、自

分は機屋商売に専念し、妻子もまた「幼少より」機商売以外に何も出来ないような仕込まれ方をしており、機商売の停止は全く生計の途を絶たれることになるから「百姓相続仕妻子等も育申度」く「再度奉願候」と歎願しているのである。その後、幾度か藩庁側は「御領分の村々百姓共農耕第一の儀にして不余業に可相勤事にて近年縮緬を織り、農耕の後れ自然と不作致し候儀有之旨粗ぼ相聞へ不埒の至り」とて村方の機業を制限したのに対し、その都度機屋側は「延高に而百姓困窮仕候に付耕作之余業に機商売仕、助力を以て御年貢御上納仕来り百姓立行候^①」と機業の制限緩和を訴え、その重要性を強調して、制限策の排除に務めたのであった。

宮津藩では機業を農耕の余業とする建前をとって、これを制限し、農業 \parallel 米遣い \parallel 経済の基盤の上に機業を發展せしめようとしたのであって、これは維新まで一貫してとられた政策であった。次に一、三その実例をあげると、まず明和四年（一七六七）の触書^②に見える宝曆十一年と明和四年の制限もその一つである。

覚

（前略）

一、於在々絹縮緬織米候古機之外新規停止之処近來猥に新機建候ニ付自然と農業之方疎成候様ニ相聞候弥右之通ニおめては不届之至候去ル巳年（宝曆十一年）絹縮緬機數帳取之置其余新機亦停止申付候尤巳年村々より指出候機帳を以不時に相改若帳外之新機於在之者取上候上にて各可申付事

右条々若違背之輩於在之者隨其処之輕重急度御仕置可被仰付旨被仰出候間此旨可相守者也

明和四丁亥年六月 日

在 江戸 治野半太夫 外四名

とあり、まず巳年即ち宝曆十一年（一七六一）には機株制度によって「古機之外新機停止」の制限を加えているの

である。ところがこの制限策は機屋達に非常な打撃を与えたことになり、機屋達は早速この制限策排除の歎願に及んでいるのである。

乍恐奉願上口上書^⑥

一、去冬機屋之儀に付被仰出候御意之趣小百姓に至る迄承知畏奉候。然る処後野村と申地面狭く御高盛に而百姓斗りに而者末々口過難仕機商売之助力にて渡世任来り申候。殊に東は温江、北は加悦、南は金谷、小畔を堺被自廻候村方にて一畝にて茂切開事一向成不申（中略）憐愍を以て機商売相交、稲草等茂被為御免被下候通り、外村に劣り候事も無御座是迄御百姓相勤難有仕合に奉存候。外村は水吞、日雁過之者迄茂薪を売り又は山畑にて雑穀を取り雪中を凌ぎ申中仕候得共、加悦、後野と申すは山林無御座候故水吞、其日過し者迄も賃織賃繰をば心当仕り雪中凌申候。尤も時節により機数相増し又は減し渡世農業相勤来り申候、然る処此度機数御限り被為仰付候、而者末々迄難儀仕候乍恐御慈悲を以て古来よりの通り増減御赦免被為下候は、難有奉存候（以下略）

宝曆十一年九月

後野村絹屋惣代

これによって「此度機数御限り被為仰付候而者末々迄難儀仕候」。「乍恐御慈悲を以て古来よりの通り増減御赦免被為下候はば難有奉存候」と機数の制限の解除を歎願していることが明らかにされる。

次に明和四年の機業制限の触書であるが、「近年猥に新機建」が行われるようになったのは「不屈之至」りである。機数を登録しておき、「不時に相改若帳外之新機於在之者取上」げ、かつ「咎申付」けると、厳格なる処置の警告をもって機業の自由奔放なる発達を抑えて、封建的土地領有体制維持の基盤の上に農耕の余業として穏健なる発達を展開せしめようとしているのである。

更に数年後の安永四年（一七七四）に再び同様の触書を出して機業の制限を行っているのである。

覚^⑦

「御領分村々百姓共農耕第一の儀ニ而不余業可相勤而ルニ近年縮緬機織り農耕後自然と不作致候儀有之粗ほ相聞不埒之至候。尤田畑充分作立其余ニ絹縮緬相営助力可致之処却農事疎相成候而者始終御田地相統難相成候機數相改印鑑相渡候。爲証一機に付四十匁宛爲出此以後印鑑無之向者新機汰致間敷……」

とあり、宝曆十一年実施の機株制度の遵奉と、農業生産の衰微防止と機屋專業化の制限防止をはかっているのである。かかる制限政策は封建社会における当然の政策で、機業が如何に「大切の御国産」であり、空乏に悩む藩庫を満すべき税源であっても、農業を疎略にし、自給体制、封建農村体制を崩壊せしめる程度までにその発達を自由放任しておくわけにはいかなかったのである。

この安永年度の制限策は機数を調査し、機鑑札下付による織機の登録を行い、登録機一台に付き惠民講一枚分を掛金せしめたのであって、一面では統制の実施であり、他面では藩財源の補填策でもあった。藩庁側は表面は農事疎略を口実にして機数を調べあげ、裏面では隠機の摘発、登録税収入、運上金の増収をはかったとも考えられるのであって、単なる抑止を目的にした制限ではなかったのである。次の文書は藩の制限策に対し、「農業を疎略」にしないから、新機を許可して貰いたいと願ひ出たもので、藩庁側の制限策の目標が奈辺にあったかを窺い知ることの出来る好個の資料である。

乍恐差上申御請書之事^⑧

一、縮緬 何機

富津藩の丹後縮緬機業政策について(一) (足立)

右機仕度旨先達而奉願候処段々御領分村々機数多く相成り農業にも相障り候旨及御聞被成向後新機御停止に可被仰付由被仰渡奉承知候私持高少く御田地斗にては渡世難仕御座候に付御免之儀奉願候御慈悲之御了簡を以此節より惠民講一口づつかけ次之上御免可被遊旨被仰渡難有奉畏候尤持高耕作疎略に仕間敷候若農業不沙汰に仕義及御聞被遊候は、何分之御科にも可被仰付候右之通御免被遊候上は惠民講始終無間違懸続可申候依一札差上申所如件

午六月

願主 誰

右之者奉願之通縮緬機御免被仰付私共迄難有奉存然る上は農業疎略に不仕惠民講一口始終掛統候様為仕可申候 以上

庄屋

組頭

大庄屋 奥判

乍恐差上申御請書之事^⑥

一、縮緬機 何機

誰

一、同 何機

誰

右之者去夏惠民講御取立之砌村々縮緬機数御改之節心得違仕候而書上帳面に外れ申候に付猶又当春機数御改被成右機数向後停止に被仰付迷惑千万奉存候此上急度御咎め可被仰付候得共御慈悲の御了簡を以一機惠民講一口宛去年初り候節より相停候迄掛次候上にて右機数御免可被遊之旨被仰渡難有奉存候尤銘々持高耕作疎略に仕間敷候若農業不沙汰仕候儀及御聞被遊候は、何分之御科にも可被仰付候右之通御免被遊候上は惠民講始終無間違掛統可申候一札指上申所如件

願主 誰

午六月

右之者奉願通縮緬機御免被仰付私共迄難有奉存候然上は農業疎略に不仕惠民講一口始終かけ統候様為仕可申候 以上

組頭
庄屋
大庄屋 奥判

かかる度重なる制限策にかかわらず機業は発達の一途を辿つたのである。明和三年より三十六年後の享和三年には、岩屋村では機数が二十九台増加して三十六台となり、四年に三台づつ増加し、更にこれから文化年中にかけては其の増加率三倍となり、文化十一年まで十二年間に二十四台も増えて六十台を算すといった一大飛躍を遂げ、世は正に機業の黄金時代を呈するに至つた。

藩庁はこの織機の増加の趨勢をもつて、封建制農耕経済社会の脅威なりとし、文化六年五月、新機停止の法度を下して取締を厳にしている。

宮津在方滞法度書^⑩

一、於_二村々_一絹縮緬織来り候古機の外新機停止之所近来猥りに新機建候ニ付自然と農耕之方疎略成候様に相聞候弥右之通ニ於而ハ不屈之至ニ候、去ル巳年絹縮緬機數帳取之置其後新機弥停止申付候尤巳年村々より指出候機帳を以不時に相改メ若帳外之新機於_レ有_レ之ハ取上候上ニ而咎可_二申付_一事

かくて繰返し述べて来たようにかかる幾度かの諸制限の意図は単に機方を抑圧する政策であると断定することは危険であり、むしろ、宮津藩では機業を廃止する考えは毛頭なく、増加して行く機数をうまく調べあげ、課税徴収の実体把握をこの制限策に見出した反問苦肉の策であつたとも考えられるのである。

- ① 立命館経済学 第六卷 第四号 三二頁
- ② 寛延二年の算所村文書

- ③ 安永四年宮津藩触書
- ④ 天明五年の算所村文書
- ⑤ 宮津在方法度書、石川村金谷太兵衛氏所蔵
- ⑥ 宝曆十一年 加悦谷機方文書
- ⑧ 丹後石川村誌 四〇八頁
- ⑨ 丹後岩屋村誌 四六六頁
- ⑩ 丹後岩屋村誌 四六六頁

二、藩の保護政策

縮細機業が発展することは、従来の農業生産のほかに、なお一つの財源を封建領主に提供することになる。事実、封建領主はいろいろの名目をもって縮細機業に連上・冥加銀・御用銀等を賦課した。延享三年宮津藩主は日光参詣費用を機屋に割当するが如きこともあり、機業家達は貢租上納のために京問屋から借銀する有様であった。⑧かくの如く税源空乏に悩む宮津藩にとって機業は不可欠の財源を提供し、丹後国唯一の「大切の御国産」となったため、前述の如く登録による機株制度の制限政策や專業化防止の政策をとりつつも、他方では幾多の機業の健全なる育成政策・保護政策をとらざるを得なかったのである。

しからば宮津藩の機業における保護育成策としてあげられるものとして何があるかを次に示すこととする。

(1) 機株仲間の創設

前述した通り、機業の発達における自由放任策は、決して健全なる機業の発達を促進するものではない。ましてや幕藩封建体制下の封建経済社会においてはなおさらであった。ここにおいて宮津藩では早やくも機株仲間を

設け、機鑑札を交付して織機を登録せしめ、織機台数を統制し、自営機屋の特権を認めると同時に財源確保のために保護政策を実施したのである。宝曆三年西正月吉日作製の「機屋申年の覚」によると「一、西より年々機に付運上五分宛ニ相立可申候……」と、西年より西年まで十三ヶ年にわたる機屋仲間行事二十名を選出しており、これが藩から公許されたのは、明和四年六月の「宮津在方御法度書」^④によって宝曆十一年のように考えられるが、明和四年には新機の増設を禁止して生産統制を行った。爾來株仲間の団結と藩の保護助長をうけて、縮緬機業が宮津藩第一の国産として発達し、今日に至っているのである。この点に關し、岩崎英精氏がその著「丹後機業の歴史」十五頁において「宮津藩をみるとここでは藩主青山氏がすでに暴君的性格をもっており、このことでの新縮緬機業が峯山領内のように進めないのは当然のことで、藩はこの機業に従事する領民に対しては、「農業を怠る」という理由で、つねに庄迫を加えつつあったが、ついに創織後二十八年の寛延二年（一七四九）には、加悦谷算所村の機方などに対し、機業停止の弾圧をもつてのぞむにいたった」と論じ、更に宝曆九年青山氏去り、新たに本莊氏が丹後六万石で入領したが、この本莊氏もまた青山氏におとらぬ暴政をもつて臨み、明治維新にいたるまで運上につぐ運上をもつてし、領民の生活をしばりあげ、一方機方は日夜藩の暴政と同業の不統制、そして京都問屋資本の残念きわまる取引に加うるに地元商業問屋資本のあくなき搾取に苦しみ、かくて本莊氏百年間において藩自らが機業のために計ったということは皆無にひとしく、藩と領内各種資本との結托による悲辣な藩政のみがつづいたとし、機方が領内に拡まりゆくとしても峯山藩のそれとは雲泥の差があると結論づけているが、これは余りにも偏見である。藩自体は機方の創設せる株仲間をその自治機関として公認し、これを母体とした縮緬機業の発展を図るべく幾多の株仲間の規約を藩権力でもつて保証し、保護助長の政策をとっていたのであって、

岩崎氏の論ずるが如き抑圧政策に終始したのでは決してないと考えられるのである。

次の文書は機屋開業の折に藩庁の許可を必要とした願書であつて、藩庁の許可があつて後、始めて機屋株の持主となれたのであり、機屋家業稼が出来たのであつた。

乍恐奉願上口上覚^⑤

銘々共儀

当月書取ヲ以御願奉申上候通機屋、渡世、相続、仕度、奉願上候、何卒以御憐愍願之通御許容被成下置候へ、難有仕合ニ奉存候此段奉願上候
以上

一、四 機

此 訳

須津村 儀左衛門

貳 機

〃 喜 七

右之者共奉願候通相違無御座候間願之通被仰付被下置候様仕度奉存候

以上

文久二戊年四月

機屋頭取 石川村 又右衛門

機屋年寄 金谷太兵衛

御産物 御役所様

(四) 掛機・歩機・隠機の禁止

前述のように機株を設けて、機業を統制し、自営機屋の特権を認めたが、機業が時代と共に発展するに伴い、同じ宮津藩内でも町方の富有なる機屋の掛機或は隠機が在方自営機屋の中に割込んで来て生産を過剰ならしめ、

価格に變動を与えたり、或は機屋奉公人を払底せしめて賃金を高騰ならしめ、在方自營機屋に少なからぬ脅威を与えるに至った。藩ではかかる掛機、歩機、隠機の脅威による自營機屋の没落を防ぐため、益々統制を嚴重にし、掛機及び歩機、隠機の法外な在方への進出を禁止したのである。

又かかる歩機や掛機、隠機は富有なる機屋のもののみに限らなかつた。中には他領他藩の豪商（糸問屋）や白藩内の問屋商人 \parallel 糸問屋・廻船問屋等の所有による掛機や歩機或は隠機による脅威の場合もあつたのである。次の文書の一つは町方（宮津）機屋の掛機、歩機の禁止を藩庁に願出た場合であり、他の一つは、江州長浜、糸問屋の掛機、歩機の侵入による脅威を防止してほしいと歎願している文書である。

乍恐奉願上口上覚^⑥

一、縮緬屋商売之儀近年不景氣に罷成引合不宣難儀至極に奉存候右に付三ヶ年已前御領分並久美浜御支配所、峰山御領分右三御領分機屋行司一統口大野村へ奇合仕相談之上町方は町方限り在方は其村限り之下職に仕他所江系機等出し候儀不成旨相極申候。然る処近年当御城下宮津絹屋之内より御領分須津村、石川村、四辻村、幾地村、岩屋村、土常吉村、三重村此外府中灘々日置村、波見村、岩ヶ鼻辺迄も懸仕入機等多分差出し候に付、銘々其村々機、系繰等之奉公人共払底に相成機屋一統商売大に差支難儀仕候右に付而は奉公人給銀等も前とは違ひ自然高給に相成候乃じならず、機屋一統差支難儀至極奉存候依之当存宮津絹屋行司中へ右難渋之旨申立以來在方へ懸機被差出候儀差留可被下旨相頼申候処承知被致差留可申旨に被申聞候得共今以不得止事、精出し機織仕候儀に御座候。縮緬不景氣に付村々相談仕候而機休さしく留仕候得共、右宮津機織のもの共は機休も不權候に付村々行司より差留申遣候へ共聞入不申、休中専ら機織仕致方無御座候へは在方は機休仕候而も無詮事に御座候而村々甚難儀至極奉存候（中略）前文奉申上候通甚差支難渋に奉存候間、町方絹屋より在方へ懸機出し候儀乍恐急度差留仰付被下置候様奉願上候

一、御領分明石村半右衛門と申者江州長浜糸屋共仕入仕候而加悦谷村々へ夥敷懸機差出し多分之縮緬京都、大阪表へ為差登申候。右様之族出来候而御当国之産物他国之助成にいたし国益を他国に為取候道理に奉存候。加之村々機屋一統之差支に相成是又難儀至極に奉存候間御差留被仰付下候様奉願上候

右同様難渋之段被聞召分厚御憐愍右願之通御許容成下候は、村々機屋共一統難有仕合に奉存候。

以上

文政六年八月

下山田、上山田、石川、四辻、幾地、岩屋各村機屋

行事連署

この在方自営機屋達の他領或は町方機屋所有の掛機及び歩機の在方進出に対する禁止の願出でに対し、藩では早速、掛機、歩機の在方進出は相成らぬと宮津町方機屋に申渡し、在方においても町方機屋の掛機及び歩機を織る者は刑罰に処せられるべきであるとなし、自営機屋を保護したのである。なお、この禁令をなおざりにした機仲間行事もその連帯責任を問われることとして禁止令の励行をはかっているのである。すなわち次の如くである。

口達^⑦

此度在中より願出候筋も有之候に付町方へ左之通相触候当町より御領分在方へ縮緬掛機等差出候趣相聞へ候に付掛機は勿論紛敷機等在方へ差出候儀不相成候段尤前に町在申令之通一和いたし急度心得違無之様可致旨此度町方に相触候間村々役人始機屋行司に至る迄致承知下方之者共へも心得違無之様得と申談し掛機に紛敷仕入機等織り候者於有之者各可申付候。

右之通被仰付出候間村方末々之者不洩様可申通候。若向後等閑之取斗心得違之者有之候得者村役人並に行司迄越度^{トビ}に相成候間一端念入可申候

文政七年申閏八月八日廻り

佐治増蔵

又嘉永七年四月の藩序の「左之条々後尋ニ付奉申上候^⑧」の中の一条にも

「一、歩取機仕機者勿論其外銘目を替右ニ似寄候取引いたし候有之候ハハ敷敷申付候条相互に穿鑿いたし訴出候様可致事此儀是迄夥多歩取機仕入機有之候風聞御座候ニ付追而取調可申上候間其節御敷重ニ御差留被為成候様仕度奉存候」
と、歩取機、掛機の抑圧と自営機屋の保護に努力し、自営機屋もこれに協力しているのである。次の文書は更に隠機を敷禁したもので、処罰の手段によつて禁止した事が窺えるのである。

覚^⑨

其村々機屋共兼而取締筋之儀申渡有之ニ付諸事心得可罷在儀ニ候得共多人數之中ニ者等閑相心得候者も有之阮ニ昨年来も夫々咎申付候 此以後若隠機等ハ勿論取締筋相背キ候ものも有之候ハハ敷敷咎申付候間心得違無之様可致候尤不時相改候儀も有之候間兼而相心得可申候

(中略)

安政二年八月三日

郡 役 所

村々庄屋

機屋行司 共へ

隠機の禁止と不時摘発の警告を村々の庄屋、機屋行司へ申渡した「覚」であるが、隠機によつて貢租を逃れんとした者、或はヤミ生産のヤミ売りをせんと図つた機屋があつた事は疑えない事実であつた。次の文書は^⑩その隠機が発覚し、処罰された例である。

安政二年十一月廿八日五ツ時中周呼出し

百八拾六貫文

過料

機職御取上ゲ

宮津藩の丹後縮緬機業政策について(一)(足立)

京阪江罷出候事御差留ニ相成候右之通御申渡有之候

すなわち、違犯者を、過料、機職取上げ、禁足といった嚴罰によって取締っているのである。

いずれにしても、宮津藩のかかる掛機、歩機、隠機の禁止は、自営機屋の正常な営業の權益を守り、機業生産の混乱、ひいては価格の崩落を防止せんとした保護育成政策の一つであったのである。

(ハ) 京問屋の設立の公許

丹後縮緬は「古来より御当地（京都）江銘々持登り中買商人江売渡」したのであるが、これ等の京都絹問屋は絹問屋としての公許を藩から受けねばならなかった。それは藩庁として機屋を問屋商人の収奪から守り、かつ両者間に紛争が起つた場合これが裁定を行い、干渉する権限を確保しておくためであった。今一つは問屋から幾何かの藩庫への収入を得るためでもあった。かくて藩はその設立許可権を握って京問屋の設立を行つたのである。その一例を示せば次の如くである。

口達^⑩

先般機屋趣取取締共出京申、同処柳馬場三条上ル処明荷屋吉兵衛与申者新規問屋方江加入之儀相望候ニ付示談相調候間差加へ度旨申出候。差支之筋も無之間以後為登荷物同人江も差入候而不苦候間一同可心得其旨候
右之通機屋一同江不洩様可相違……

（嘉永七年）七月九日

郡役所

京都に取引問屋が初めて設立されたのは享保五年以降であるが、享保十四年の文書に「享保十四甲九月絹問屋、二軒絹屋中ノ願ニ仍テ出来ル、京室町通竹屋町上ル越後屋喜右衛門東洞院姉小路上ル町丸岡屋長右衛門^⑩」とあり、

更に寛保六年六月には

乍恐差上申口上書^⑬

一、先月六日御披露申上候通京都絹屋新ニ軒ニ相極メニ付衣棚通二条上ル、伊勢屋治兵衛柳馬場通御池上ル町井筒屋嘉助右
兩人ノ者共へ問屋相勤サセ申度奉存候ニ付御披露申上候

以上

(中略)

願、之、通、被、仰、付、則、行、司、へ、申、渡、候。

とあり、機行司六人から名主宛に出して、新問屋ニ軒の設立許可を藩庁から得ていることが明らかにされるのである。更に、

延享元年正月には

「甲子正月古問屋手代共罷下去年新問屋ニ相改難儀仕候何卒前々ノ通問屋仕度絹屋中へ願仍テ絹屋ノ内古問屋モ問屋ニ致シ、
新問屋古問屋共手広仕度由行司へ願ケレハ、行司容易ニ受カハス……何ニモセヨ宮津ノ為ナレバトテ名主ニ申上シカハ……手
広シテ当地ノ利分有ト云ニヨリ、御上へ達シケレバ、上ニテモ当地ノ為ト思召シ、二月二日古問屋等モ御許容有シトテ也、日
野屋喜兵衛ト云者古問屋前々相勤之節本問屋ニテモ無之候処此度古問屋一所ニ罷下リ申ニ付、絹屋ノ内ヨリモ鼻負之者達テ願
ニヨリ願之通御免有シ也。三月九日爰元絹儀新古九軒ノ外へハ一切登セ不申様ニ被仰付候。」^⑭

と、新古あわせて九軒の間屋が設立されている。かくて藩主は京都絹問屋の設立に「当地(宮津藩)ノ為ト思召シ」で、京都問屋の丹後縮緬の取扱の動向に絶えず注意を払い、京都問屋株を公許し、国産の売捌方を保護したのである。

なお京都絹問屋公許の手統は次の如くあった。

宮津藩の丹後縮緬機業政策について(一)(足立)

藩庁↓公許↑名主↑機屋行事↑機屋衆中↑問屋

かくて宮津藩で公許された京都絹問屋は縮緬機業の移植後から幕末に至る間、時により増減はあったが、幕末においては次の如くであった。但し問屋創設については多少年代的に疑わしい点も見受けられるのであるが、藩庁⇄松平伯耆守留守居役増戸藤次兵衛が、問屋株再興（嘉永五年）に当って京都絹問屋として新しく七軒の問屋を追加公許していただきたいと、京都町奉行に願出た時の「覚」であるから、そのおよそが窺われるのである。

覚^⑤

享保五子年より買次問屋いたし候者

室町通り姉小路下ル町

丹後屋 市郎右衛門

室町通り竹屋町上ル所

越後屋 喜右衛門

御池通り東洞院西へ入所

美濃屋 忠右衛門

間之町押小路上ル処

日野屋 吉右衛門

同十三年より同断

御池通東洞院西へ入ル処

丸岡屋 長右衛門

安永五申年より同断

堺町姉小路上ル処

丹後屋 松 藏

右六人之者当時通相統之者ニ御座候

烏丸通押小路上ル処

井筒屋 吉右衛門

高倉通六角上ル処

丹後屋 岩 藏

高倉通六角下ル処

小室屋 徳 太 郎

東洞院蛸薬師下ル処

丹後屋 嘉左衛門

室町通御池下ルル処

常盤屋 宗 助

烏丸通蛸薬師上ルル処

丹後屋 太 兵 衛

烏丸通姉小路上ルル処

越前屋 佐 兵 衛

烏丸通夷川上ルル処

綿 屋 七 三 郎

右八人之者去ル寅年諸株御取解後国産直売買、丹後屋市郎右衛門外五人同様いたし来候者ニ御座候

吉野屋 治右衛門

丹後屋 源 兵 衛

川崎屋 五郎三郎

金津屋 平左衛門

十一屋 清 兵 衛

三国屋 九郎兵衛

越前屋 八右衛門

十一屋 又 四 郎

一字屋 甚左衛門

伊勢屋 治 兵 衛

舛 屋 新 兵 衛

井筒屋 甚 兵 衛

井筒屋 喜 助

右拾三軒享保五子年以来増減いたし候者御座候

御池柳馬場東入ル処

藤屋 龜 太郎

四条通室町西入ル処

丹後屋 国 三郎

右兩人国産売捌相願有之候得共未ダ開店不致者ニ御座候

右之通ニ御座候 以上

子潤二月

松平伯耆守留守居

増戸藤次兵衛

このようにして京都問屋を公許設定し、機屋達から問屋へ縮緬を入荷せしめ、問屋の手を経てこれを売捌いたのである。すなわち問屋以外に売捌いた場合は厳罰に処したのであって、これは縮緬取引正常化への手段であり、取引混乱を防止した保護の一策だったのである。即ち

覚^⑩

「京都表和糸絹問屋之儀（中略）右人数之内ニハ新規ニ御国産引続相望候もの有之由ニ而入荷等之義頼越候哉ニ相聞候万一右
昵ミ心得違之者有之候而者以之外之義ニ有之間追而及沙汰候迄は諸事去丑十一月中相触候通嚴重ニ相守可申候右之通申渡候上
心得違えもの有之候ハハ厳敷咎申付候（中略）」

村々々

下山市左衛門

増戸藤次兵衛

と藩令によつて指定の絹問屋以外への取引を厳禁して取引の正常を期したのである。又原料糸の購入についても同様で藩庁指定の京都糸問屋以外からの購入を禁止した。

左之条々御尋ニ付奉申上候^⑪

(前略)

一、機屋共問屋之外ニ而糸買入候儀不相成若他国より買寄候致或者御領分之者より少々之糸買取候共直ニ問屋江差出都而問屋定法之通取斗可申候若相背候へハ咎メ可申付候事

(中略)

(嘉永七年) 四月

御領内町在機屋惣代共

覚^⑩

此度問屋其外職々とも被仰付候ニ付而者勝手ニ糸買入候向後不相成問屋ニ而買入可申向后産物用ニ而出津之節産物宿屋之内へ止宿可致候

右之糸小前機屋共へ可申聞候

文久二年六月

定宿 木倉屋 儀兵衛

但馬屋 林 藏

脇宿 木綿屋 孝右衛門

国宿 角屋 嘉四郎

小口屋 久四郎

と公許した問屋以外からの糸の購入を厳禁しているのである。其の他、国売を禁止し、側面から問屋取引の確立に努力していることも見受けられるのである。

右之糸々御尋ニ付奉申上候^⑪

(前略)

一、絹縮緬国売之儀兼而差止メ有之候共万一無余儀訳柄も候へハ其次第趣取メ共江申出荷物飛脚へ相渡京都問屋江入荷之上買

宮津藩の丹後縮緬機業政策について(一)(足立)

主江引取候様可取斗事此儀奉承知候

（中略）

（嘉永七年）四月

御領内町在

機屋惣代共

(二) 京都絹問屋の横暴に対する弾圧策

宮津藩庁としては単に問屋株を立ててこれを公許したに止まらず、京都問屋の売却、買取に対しては常に領民たる機屋の權益を擁護する立場をとり、京都問屋の横暴、収奪に曝され勝ちな生産者の保護につとめたのである。

次にその一例を示すと

「寛保三年五月京絹問屋不心底有之ニ付絹商売不勝手ニ相成夫ニ付問屋聞立申度旨行司六人ヨリ願書上ル」

とあり、藩庁の公許によって縮緬販売の特権を得た京都問屋が寛保三年には早やくも不心得な考えで機屋収奪の毒牙をむき出したものと考えられる。宮津藩では、この京都問屋の横暴を弾圧し押える策として、これ等従来の京都問屋を改新して翌月の六月には、前述したように「京都絹問屋新ニ二軒ニ相極メニ付衣棚通二条上ル、伊勢屋治兵衛、柳馬場通御池上ル町井筒屋嘉助」の兩名に勤めさすことにした。かくて問屋の特権を失った従来の古問屋達は降伏を余儀なくされ、翌延享元年正月に遂にはるばる手代共を丹後によこし「去年新問屋ニ相改難儀仕候何卒前々ノ通問屋仕度絹屋中へ願」って問屋取消しの解除をして貰い、絹問屋の特権を再び獲得するに至っているのである。

このように京都問屋が「申合せ売買心儘に利慾を貪」らんとする収奪と横暴に対しては領民機屋衆の權益擁護に

藩も全力をあげてたたかい、その保護と育成に力をつくしたのである。

この点、「丹後機業の構造分析」^⑧において京都問屋によって独占支配され、遅くとも延享二年（一七四五）頃には京都問屋七軒によって完全に買次を独占され「買も売も諸事七人え心儘」に「利慾を貪」られていた。それではまた丹後駐在の買次人に不正があったのを機会にこの問屋独占を打破ろうとして交渉を開始したところ、買次七人は鼻の先でこれをあしらい、みずから会談しようともせず……ケンもホロホロの「諸事粗末なる致方」であったとして丹後機屋の被支配と問屋の独占支配を述べているが、これは史実を曲解した暴論といわざるを得ないのである。

なお宮津藩の京都絹問屋設定以来、幕末に至るまでの、京都絹問屋の横暴対策のかずかずと機屋の權益を擁護するために払った苦心を証明するものとして、嘉永五年二月「御屋舗より口書控」^⑨がある。すなわち左の如くである。

口上覚

丹後国領分縮緬之儀元來者享保三頃織立習覚追々御当地并大阪表江茂自分勝手ニ相運び売捌來候処右織立繁榮に隨ひ買次望之者御当地より国方へ罷越買次問屋と名目相唱世話致度旨依頼且者銘々捌方手数相掛り候故旁以并利ニ候付双方示談の上享保五年より別紙名前書、丹後屋市郎右衛門其の外之者共より国方機屋共江及頼談買次致來候由尤頼談之訳合を以引請証文取之不正之取扱致間敷旨急度約定仕置候趣其以來買次人数増減仕安永度ニ至家名相統之もの纏七軒ニ相成候得共不相替買次頼來縮緬類年々織立相増ニ隨ひ右七軒ニ而万事申合自法相立自然とメ買メ売姿に相成織元之者共迷惑に及び候に付旧來の振合をもつて買次の人数相増手広に売買いたし相互ニ利潤を慕ひ相談致度段種々願出候ニ付人数差加度候得共一ト通之儀ニ而者取纏メ難致候ニ付、安永五申年堺町姉小路上ル丹後屋松藏儀見合問屋ニ国方より差加へ都合八軒ニ而売捌方者松藏併七軒問屋共無差別縮

細類為差登聊自法之愁相解勿論松藏儀七軒問屋江不相昵正路ニ為取扱候得共いつとはなく七軒之者共江隨身いたし、元之姿ニ立戻り猶又去寅年（天保十三年）以前より老軒相減候儀ニ而（中略）其之上以前買受之仕法取崩七軒之もの自法相立メ買之姿ニ而格別下値ニ直組いたし多分之売徳を取身勝手ニ取計いたし国方機屋共難立行候付大阪表に而国方より引受問屋七軒相立縮細類産物差出売捌いたし又者江州路商人共国方江入込機屋共江利を以先金相渡縮細類多分に買取候儀ニ而

これによつて京問屋の買占め、売占めの独占的横暴に対しては、新しく問屋を増設して、その競争によつてこれを排除せんとしたり、或は大阪表に問屋を設けて販路の拡張をはかつたり、或は江州商人の商業資本を国元（生産地）に引き入れて京問屋の独占の打開に力めてゐる宮津藩庁の苦心が明らかにされるが、しかしこれもうまく行かなかつたようである。

「右様先金請取直売致候而者詰り利分ニ当り不申難渋之者共出来相統難成、去ル寅年諸株御取解売捌方自様ニ相成候処より心得方区々之者出来商法取乱売先不愜之儀不相判并利分ニ迷ひ多分之売付いたし代金相滞候向出来及難渋、身上及破滅候始末ニ、縮細其外国産物者収納之一筋ニも取扱来候品ニ付難捨置去ル巳年（弘化二年）国方取締りいたし江州商人其儀、国方江入込直買申置候共売捌為相止、大阪表引受問屋も相止国産の品差出方御当地一方ニ取固メ、同巳年以来再三御届申上猶去亥年（嘉永四年）三月中四条通室町西入町丹後屋国三郎方江家来之者出張産物相改候上別紙名前書之者共拾四軒江差出其時ニ機屋之者共と直組相対之上売渡為致候云々」

すなわち、売掛代金の回収不能や株仲間の廃止による商法の混乱等が重なつて「及難渋身上及破滅」ぶといつた窮地に立ち、藩庁としても「難捨置」くなくなつて、江州商人の売捌を禁止し、大阪の販路を閉鎖し、信用取引の可能な京都問屋のみに販路をしぼり、京都四条通室町西入町丹後屋国三郎宅に産物改所を設け、藩臣を派遣して、縮細を検査し、問屋を二倍の十四軒に増加、指定して前記の産物改所で機屋と問屋の相対の上で売買をせしめた

のである。ところが、これは旧問屋の運動による抵抗と考えられる京都奉行の命令で追加の新問屋七軒は「今般問屋向御再興被仰付ニ付而者和糸問屋江加入不仕候而者国産売捌不相成趣御論」によってその開設が認められなくなった。そうなつては、古問屋七軒の独占と横暴が再現することになり「去寅年以前之振合ニ売捌方相極り候ハハ忽必至難波ニ陥機屋共家相絶可申次第に御座候」と問屋の増設を願っているのである。すなわち、

「唯今之通御当地手元ニ為差登（縮緬を）右十四人之者共江為引請申度奉存候間右元問屋并善右衛門の外七人之者共之儀唯今之姿ニ而国産買請候儀難相成御趣意ニ御座候ハハ前書申上候問屋共旧来之訳合も御座候ニ付右七人之者共儀国方縮緬類買受問屋江加入為仰付被下候様仕度当時伯耆守在府中ニ付委細彼地江申遣候間いすれも差図可申越候得とも問屋御再興相整候而者手後れ茂相成候ニ付不取敢此段申上候何卒品能御沙汰被成下候ハハ国方安堵仕於私難有可奉存

以上

子閏二月

松平伯耆守留守居

増戸藤次兵衛

と藩庁自らが「大切の御国産」の売捌きに頭を痛め、出来るだけ有利に販路を確保し、開拓せんと努力をつづけ、機業の保護と育成に当たっているのである。

かくして藩が公許した以外に問屋経営を認めず、禁を犯す者には厳罰をもって臨んだのであった。

覚^③

京都表和糸絹問屋之儀昨冬現在之姿を以御再興被仰出候ニ付取調之上追而可申渡儀有之候得共差向右人数之内ニハ新規ニ御国産引請相望候もの有之由ニ而入荷等之義頼越候哉ニ相聞候。万一右昵ミ心得違之者有之候而者以之外義ニ有之間追而及沙汰候迄ハ諸事去丑十一月中相触候通嚴重ニ相守可申候右之通申渡候上心得違之者有之候ハハ厳敷咎申付候糸心得違心得無之様未々もの迄不洩様可申達候右之通村々得其意入念可申通候 云々

嘉永七年三月十日

下山市左衛門

村々々

増戸藤次兵衛

かくて嘉永七年四月における「御用留覚書」の「左之条々御尋ニ付奉申上候」の記録によると

「一、問屋之儀者去戌年取極候新古拾四軒と相定メ文化度以前の仕方に相改可申尤引請証文者新古同様此度改而為差入可申候」とあり十四軒の増加が認められたのであるが、依然として古問屋七軒の取引態度が悪かったので藩庁は遂に「縮緬入荷差留」の非常手段によって取引を厳禁し、機屋の權益を保護し、京問屋の収奪から機屋達を守つたのである。

奉差上御請書之事²³⁾

一、機屋取締之儀京地問屋方江以後新規対談引合ニ去月以來趣取取締共出京追々及示談候処古問屋之方者兎角自己之為筋而已申立候間今般一同江申達候通古問屋方江へ入荷差留候間以後者新規七軒并筒屋善右衛門都合八軒江入荷可致候右ニ付其方共者別而締り筋厚心掛たとへ御他領より被相願候品たり共前書八軒之外入荷決而不相成候若品付差入候儀も相聞候へハ厳重咎申付候間心得違無之様可致候（中略）

右之段被仰渡之趣一同承知奉畏候然ル上者古問屋共江入荷不相成義へ勿論其外荷持之者迄も心得違無之様申談置候若し心得違之者御座候へハ厳重之御咎筋被仰付候様仕度奉存候依之御請書奉差上候処如件

嘉永七寅年六月

石川村 飛脚 出京 周平

小七

同村機屋行事兼帶庄屋 太兵衛

同 仙助

郡御役所

ところで、この藩命による嚴重な「入荷差留」による制裁にはさすがの古問屋も降伏したのである。そして次の如く「後悔」し、「詫」びて来たのである。

覚[㊟]

御国産之絹縮緬登セ荷物古問屋六軒之者江ハ入荷差留メ候段先達而相触候然ル処今般古問屋より心得違ひ之儀懸合後悔之旨にて、只管相詫候趣ニ付対談申、追て及沙汰候迄者先是迄之通古問屋之方江茂入荷いたし不苦候尤京地にて示談之趣意等一同江得与相論以後不筋之取斗又ハ取締筋に拘候儀相企候もの相聞候ハ、嚴重之咎可申付候間其旨も無洩可申渡候

七月

(中略)

七月十日

取締中

各村行司中様

(ホ) 糸問屋の横暴に対する弾圧策

西陣には和市問屋というものがあつて、諸国の生糸商は各生産地の生糸を買集め、これを一梱大体九貫匁宛にして、この和糸問屋に送り、これを登せ糸といった。享保二十年にこれ等の和糸問屋三十四軒が連合して問屋株仲間を組織し、これと同時に幕府はこの仲間以外の諸商人が生産地と生糸を直接取引することを禁止している。すなわち近世において西陣は全国生糸の委託販売権を独占したのであつて、全国の生糸は必ず一度西陣問屋の手をくぐらなければならなかつた。かくていわゆる田舎絹の氾濫に市場を乱された西陣の機屋達は、延享元年(一七

四四）京都所司代に請願して丹後縮緬の京都移入高を制限せしめたが、絹問屋を通じただけではその流入を押えきれなかったので明和六年（一七六三）にはついに糸問屋をして原料糸の供給を停止させるといふ独占的暴挙に出た。

原料生糸の供給路を断たれては、丹後機業は成立し得ない。宮津藩庁では、直ちに江州商人で生糸問屋の中井源左衛門の加悦谷地方への出店を認め、奥州糸の移入を認め、或は関東糸の直買を認め、逆に京都登せ糸の払底と糸価の高騰による西陣機業の危機——原料糸供給停止の解禁といった講和策を西陣糸問屋に余儀なくとらしめ、丹後機業の原料糸供給路断絶に伴う一大危機を救済したのである。

この外、原料生糸が高価であり、非常に騰落の激しい投機的な性格の商品であったからして藩庁としては、その取扱商人に種々の取締規則を施行し、商取引の安全と円滑を期し、機業家に対し、原料面からこれを保護した。又糸問屋の豊富に蓄積された商業資本の機織生産面への割込みに対しても嚴重な制限と取締規則を設けて自営機屋の機株特権を擁護したのである。（掛機・歩機・隠機の禁止の項を参照されたい）

近江商人中井源左衛門の丹後出張店の設立については次の文書^②がこれを明らかにしている。

「去丑年、西陣織屋共より丹後国へ糸差下し候事御差留願出候に付、去丑年御停止に被仰付、丹後之商共、并に京都丹後縮緬屋共、甚難儀仕候故、私共より糸差下し呉候様御頼候に付相談の上、伏見表にて糸商売取始め、子年迄糸差下し申候云々」
とあり、中井源左衛門は丹後機業地の要請を掴むべき絶好の機会として、奥州の基地としては先ず仙台を選び、関西におけるそれとしては大阪と伏見、更に丹後与謝郡後野の地を選び、それぞれ支店を設けて原料生糸の販売を開始したのである。この措置によって京都糸問屋の横暴ならびに西陣機屋仲間の独占的横暴は一大鉄槌をうけ

あえなくも崩れ去ったのであった。^{②)}

ㄥ 三領合同の丹後国産会所の設立

宮津藩は天保六年（一八三五）京都用場設立に成功したが、折から相つゞ飢饉と天保改革、黒船の来航による国情不安などで「縮緬生糸類直段は三分一にも不至と雖も直段に不拘買人無之」^{③)}く、宮津藩は局面打開のため、久美浜・峰山両藩に働きかけて、安政四年（一八五七）三領合同の丹後国産会所を京都に設立し、機業の不況対策と保護育成に三幕藩合同の政策をもって臨んだのである。即ちその間の事情は次の文書によって明らかにされるのである。

為取替証文之事^{④)}

丹後国産絹縮緬類の儀従来京地へ差登せ売捌候処、天保度諸株御差止以来彼是入狂候処、先般京都問屋向再興被仰出候に付ては、品々御取調之上丹後絹縮緬問屋廿五軒と定数相定候に付、国元取締方の儀宮津表に於て追々永統方仕法定有之候得共、一領限にては取締難出来候に付、今般御料峯山御領、宮津領三ヶ所永久商法相定候様遂対談度旨申立、峯山御役場へ御掛合相成候処、右は取締も相立永統の基相成候儀にも候はば示談可致旨御談有之、双方申談左之通

一、御領、私領在町にて織立候絹縮緬国方にて反数相改候上京都用場へ差出可申事。

一、京都用場へ御領、私領共身元実体なるもの交代出京勤番致し、国方より為登候分合改印、問屋へ入荷可致事。

一、京都問屋四条用場は天保以来宮津用場と唱へ来り候付、今般御領、私領合体示談相成候上改て相応の場所取建丹後国産用場と可相唱事。但差向当時の場所にて取扱、追取建候迄は右場所丹後国産用場と唱可申事。

かくて「今般御料、峰山御料、宮津領三ヶ所永久商法相立」てて「取締も相立永統の基相成」ることとて、丹後縮緬の販売出荷を、三領統一して行い。「丹後国産用場」の改印を必要条件とし、改印した縮緬を京都問屋と

の取引上の交渉ならびに国元機業の技術等取締りを嚴重に行い、縮緬機業の危機突破策として三領合同の統制販売を実施し、その保護及び育成と機業の永続に藩庁自らが音頭をとって努力したのである。すなわち、

一、御領、私領合体の取締出来候上は京地問屋共万一不筋の儀申立候節は詰合勤番申談掛合出来候儀に付取締方区々不相成様取扱、抜荷は勿論都て不取締無之様可致事。

一、自然機屋向心得違有之、抜荷売等致候ては取締の詮無之ニ付国元にては印会所、京地勤番之者は勿論織方行司其外迄相互に遂穿撃右体の儀無之様可致、万一申合不行届簾有之候は、品に寄其御筋へ申達、取締方御差図を請可申事。

一、京地問屋向より受負証文の儀在来用場へ取置候上は聊不正の筋無之儀は勿論の儀に有之候得共、自然不埒の儀有之候はば用場勤番より町奉行所へ可申立事。

右の趣き今般示談相調候に付御料、私領一体の取締に致し織業永続の取斗可致候。其為取替証文如件

安政四巳年五月

松平伯耆守領分産物取締

山家屋 仙 助

米屋 甚 兵衛

伊藤吉郎 右衛門

京極周防守様御領分産物取締

文珠屋 八右衛門殿

炭屋 源 七殿

前書の通双方熟談の上取極候処相違無之候。

以上

板垣 七 兵衛殿

山 本 善 治

糸井 市郎 兵衛

(B) 産物御改法の施行

「産物御改法」とは文久元年（一八六二）十二月に施行した、機業保護対策であつて、先に設立した三領合同の「丹後国産会所」が峰山藩の脱落によつて、正式の営業細則未決定のまま自然消滅してしまつた。そこで宮津藩では、(一)機株制度を維持し、財政収入を計ること(二)地元糸絹縮緬兼菅問屋六軒を宮津町に設立し、この産地問屋を通して京都問屋への販売を有利に展開すること。(三)「一商一職」の名の下に領内の全機屋・糸仲買人・縮緬仲買人を完全に自己の支配下におさめた上、京都問屋の暴利を抑え、国産を保護し、収益増加を図ること。

このような趣旨のもとに、藩庁に産物方の一課を設け「大いに旧弊を振肅し停頓を活動せしめ」機業奨励策に乗り出した。

文久元年十二月算所村永代雜誌^④に

御国産之儀従来厚以思召絹縮緬を始め其外追々繁栄之為め産物会所京都において用場御取立相成、御領分一統相励み追々永続之姿に押移り居り候得共、猶又今般御領内末々に至迄業体永久之ため厚被_レ為_レ在_レ御趣意絹縮緬御取締筋御改法被_レ仰出_レ、別段産物会所所新規御取立相成其近辺を糸屋町と唱え、其筋壳体之者は同所江集り一商一職つゝに相分り可_レ申事に候得共、差向場所柄御取調中本町筋に罷在候細井萬助飯会所といたし御改法取斗方被仰出候間、別紙触達の趣夫々望之者は来る戊正月晦日迄に其筋江願出候はば取調之上可_レ及_レ沙汰候間在町末々迄不洩様相達可_レ申候

文久元西十二月

産物方

産物御改法^⑤

一、御領内惣機屋共其身分限家人別に応じ機数御定相成候事。但盛衰によつて増減可相成候事。

一、糸絹縮緬問屋六軒御定相成候事但し機屋とも機数に応じ糸買入候事。

宮津藩の丹後縮緬機業政策について(一)(足立)

一、織立候縮緬の儘六斎市日毎に問屋中へ差出し商売いたし夫より時の相場に応じ糸買入可申、尤職業分量見積り不買入候ては自然相場に差支候事。

一、絹縮緬仲買御定相成候事。但国売之儀は是迄之通り御免被成候事。

一、糸屋職之者御定相成候事。但糸商人より常々買置き市日毎に問屋中江差出可申、尤其外より小前売買堅く無用可為致候事。

一、絹縮緬練仕立職御定相成候。但し織はなし生の儘にて仲買より受取織疵難引等嚴重逐見分仕立入念織屋印し問屋判仲買印

し、仕立屋判いたし候上産物会所におゐて改判受之、尤水目已来禁止之事。

一、在町機屋にも機数相改鑑札相渡可申事。

一、京都用場是迄之通り御建置被成候事。

一、産物掛ケ引ニ付御領分は不及申他所より入込候者定宿式軒御定相成候事。

一、何れも市日商売高金銀銭問屋相庭帳写を以産物会所江可申出候事。右之通得其意可申候。猶委細之儀は追々可申聞候。若

如何之差支に而も心付候ものは聊の遠慮なく一己一己の見込を以其筋江申出候て得と承料候上聞届可申事。

文久元酉十二月

産物方

と記されている。

なおこの改法と同時に宮津本町細井方助方に「仮会所」をおき、縮緬に朱印を押捺して一疋につき銀一匁の印料を徴取することになった。

かくの如く縮緬の販売方法が六軒の宮津問屋の手を経なければならなくなり、しかも生産から販売に至るまでに、生産面での分業組織の強制（練仕立工程の機屋からの分離）或は糸仲買人、縮緬仲買人の設定等による、秘密生産品の撲滅によって、機屋衆は全く藩庁の統制下に束縛され、宮津六軒の問屋の支配下に立たざるを得なく

なつた。かくて従来の京問屋と産地における個々の機屋との間に委託販売関係を結んでいた形態に比べると、この「産物御改法」なるものは、生産面は勿論、販売面でも、宮津藩縮緬機業にとって一大変革であつたし、同時にこれによって京問屋の縮緬販売の独占は勿論原料糸系の仕入面における独占的地位が失われることは明らかであつた。そしてやがては宮津藩内の豊富な商業資本をもつた商人が、糸・絹縮緬問屋商人となつて京都に進出し得る希望と機会を創り出したのである。

すなわち、糸井勘七をはじめとする小室利七・同利喜蔵等地元商人の京都に支店をもつて進出を試みるといった事態にまで発展していったのである。

かかる点から見れば「産物御改法」なるものは国産の統制と保護を目的としながら一方では宮津藩民たる糸絹縮緬兼営問屋商人の地元ならびに京都における問屋店開設を公認奨励するといった性格の規則であつた。

かかる問屋商人が藩権力を抱合し、いわゆる宮津藩権力を背景にして、その冀足を伸した政商であつたことは、彼等が封建制の崩壊と運命をともした(小室・糸井・千賀等の商人は明治二年没落)事実によつて明らかである。もつとも「産物御改法」は機屋の生産及び販売面における従来の権限が相当束縛され、市場から更に隔絶されることを意味していたので機屋がこれを黙認する筈はなかつた。小規模経営の零細な自営の機屋衆は連合してこの「産物御改法」は「御仁恵」の政策であるが機屋共にとつては「難渋」であるから、撤回してほしいと申入れているのである。

乍恐口上書^⑨

御産物糸、絹縮緬の儀毎度被為在御世話御蔭を以追々弘繁におよび難有奉存候。猶又今般厚御配慮を以御取締改法被仰出候御

儀乍恐永久御国益且ツ下方之者共身分不相当の繰廻等いたし終其家を亡し候儀為無之、被為在御仁惠候御事と奉恐察一同重々難有奉存上候。

然る処下方之者共何れも節儉相守、身を詰相働他人江損失を懸け不申様、且絹縮緬は従他領分は下直に仕上申度儀年々心掛け罷在候処、乍恐此度御改法に而は御上様の御益にも不相成候上、問屋、糸職、糸商人、仲買、練屋等相増、其上運賃手間引込相重り候而は日延等の雜費相懸り、是則糸絹縮緬元江引受候得者自然元高に相成可申儀數ヶ敷奉存候。

一、他国の御産物は其土地に生立候品鍛錬を以利巧、仕立候得共、御領分の儀は他産の糸買入、絹縮緬に織立候儀に付、朝早天より取懸り夜遅く寝、飽食を給べ昼夜無油断稼候間、従他領分下直に織出し候処を御領分産物と相心得罷在候処、彼是雜費も相懸り、高値に相成候ては不景氣の基に而他領之機數相増、御領分之機數減候而は自然御領分之衰微と奉存候。

一、当御領分之儀は人別に引当て御田地手薄に而絹縮緬を以生活之者多罷在候。御高掛、諸割、御定用等迄多分右職業より融通産出罷在候者、御領分一同永久繁栄を祈念仕り尤場所柄と身分に応じ職業仕候儀に御座候間人別不拘願之通機數御免成下候様仕度奉存候。且又近年相場之高下烈敷御座候得者、時々進退不相成候而ハ不慮之損耗相立候儀ニ御座候。

一、縮緬練立の儀ハ灰汁加減、水之性合又ハ糸之出素に因り掛行の加減を以鍋工合相考候儀ニ御座候。同代呂物に而も練立方により別段申乙出来仕候。最生之儘に而は糸之出所一切相分り不申候故、何れも其家に而練立来り申候。尤手間引無之様重に夜練いたし、費を厭ひ申候。

一、絹縮緬売捌の儀ハ京都に限り是迄問屋と入魂罷在候処不和合之事に相成候而ハ自然差支筋出来心配仕候。

右は此度仰出候御趣意に洩れ候段奉恐入候得共、難渋之次第無抱御歎願奉申上候。何卒厚以御憐愍難渋之趣乍恐御賢察被成下候はば難有仕合に奉存候。

右之段幾重にも奉願上候。 以上

戌（文久二年）三月

御領内機屋共

なおこのように「産物御改法」によって、機業を統一し、監督し、指導せんとする藩庁側の理想施設が、下情に適しなかつた表面上の理由はさきの文書によって述べられてゐる通りであるが、裏面における大きな理由の一つは「殊に丹後の機屋の大部分は資本を京都の間屋並に糸店に供給を仰ぎて遣り繰りし独自の経営を為す者殆んど無ければ、何れも京都の取引先に気兼ねして其の機嫌の損せざらん事に汲々として之力めざるを得」^⑥ない実状がひそんでいたのであつた。かくてこの産物取締改法はその後二、三の修正を試みて明治維新に至つてゐる。

(甲) 生産の調節と融資

幕府の政策、或は諸種の社会事情により、若しくは生産過剰等によって、縮緬の相場が激動し、機業界に不況が襲来するのを防ぐことは不可能であつた。したがつてこの業界の不況対策は藩庁として放置するわけにいかず、その切り抜け策として色々手をつくしたことはいうまでもない。まずその一つが生産を調節し、需給関係をうまく保持し、縮緬の価格を維持する方策である。これには掛機・歩機・隠機等の禁止による（掛機・歩機・隠機の禁止の項参照）自営機屋保護の方策もその一つであり、次に述べる操業の指導、機休み制度の励行による生産制限によつて、需給を調節し、縮緬価格の崩落を防止し、機屋経済を保持する方策もその重要な一つであることは今も昔も変わらないところである。

機休み制度は機屋仲間の成立と同時に申合せによる規定が実施されていたやうで、宮津藩算所村における「安永四年未十二月先納指引并入用帳」^⑦には不況対策として一斉休機策の取極めを行い「右へ四ヶ村機休相談寄合入用」としての出費金が記録されており、かかる方策が実施された事を明らかにしているが、一斉機休制度を藩庁自らの手によつて実施し、生産を指導し、その違反者を処罰して、縮緬の不況打開と、原料糸の価格引下げに努

力した文書^⑧として次の如きものがある。

近年來打続縮緬商売不引合にて一統損合多く相続難成候に付此度三領分申談し京都問屋へ掛合糸相庭引下げのため来る七月十六日迄機休み勘定一決仕候万一猥り成者有之機為織候場所は町在に不拘糸商売取上可申候右之段支配々々に相届け置猶惣代夫々行司役所に致連印候。然る上は相互逐吟味仮令領分違候ても急度及応対可致成略候及後日連印仍而如件

文政三庚辰年六月

但村々にて彦軒・式軒之心得有之候もの其所の治定之通り急度取則可申候。

全領内行司 五十名連署

以回状申入候先以各々様弥御安泰奉珍賀候

然者先年相達申候通り益後十六日迄機休に付二ツさとく繼織其外縮緬に紛敷織物等一切致間敷候若心得違にて相背者於有之は從令御領分違いたりとも吟味之上織商売指止可申候此段御承知可被成候右之趣今日於大寄合之席相きまり候間各々方へ申達候左様御心得可被成候 以上

文政三辰年三月

三領分 出役

次第順路

三河内村 四辻村 算所村 加悦町 後野村 山田村 石川村 須津村 岩滝村

右村々行司中

右之趣谷々迄不洩様に御達可有之候。則廻り留り村より弓木行司迄早々返却可被成候 以上

縮緬価格の引上げと、京都糸問屋の横暴をおさえて原料糸の購入価格の引下げ手段として文政三年六月から七月十六日まで全丹後の一斉休機を断行したのである。この一斉休機を完全に実施するためには藩権力が必要であり、違反者は「機織差止」「過料」等の敲罰によって処分したのである。すなわち次の如き取締規則を設けて機

屋・飛脚等を取締っている。

定^⑩

一、例年会日五月三十日以前

一、不依何事縮緬屋并飛脚共京都問屋へ商売妨に相成候事共致内通候者有之者其時に内通之於趣意に相応過料可申付候事。

一、機休み相定候日限の内若隠機等織候者相聞候はば先達達國中談定の通従命御領分違たりとも相互に致吟味早速機商売指止め可申候間此段心得違無之様可致事。

一、不依何事不時之用向致出来候節不限何れの村致寄合候はは当会所へ可申越候。則会所より相尋候節刻限無遅滞早速可被罷越候事。

文政三年辰年六月

この宮津藩、峰山藩、久美浜御支配所の三領連合の一斉休機を機会に結成された連合仲間の本部は中郡口大野村大会所にあり、この会所が三領にまたがる村々の下部組織たる機屋仲間を統一指揮し、又その下部組織を指導したのである。

次の文書はこの一斉休機に藩庁の後楯の存在したことを証明するもので、機業の盛衰は藩の盛衰として、その保護育成には藩自らが先頭に立って指揮し、指導したことが明らかにされる。(掛機・歩機・隠機の禁止の項を参照されたい)

⑩以回状申達候然御領分町在峰山御領分久美浜御支配所来七月十六日迄一統休機致一決御上様へ御願申上候処御許容有之候間村々末々迄不洩様に申渡可有之候儀に御座候間心得違無之様敵敷御申付可被成候回状無滞順達之上留り村より支配大庄屋へ返却可有之候 以上

猶村々機屋行司取極候儀も有之候間是又承知可致候様御申付可有之候 以上

文政三辰年六月三日

岩屋村大庄屋 安達又右衛門

網野組同 断 河田平八

岩滝組同 断 糸井市郎兵衛

加悦組同 断 下村武左衛門

石川組同 断 芒田庄兵衛

村々庄屋中

次の文書は一斉休機違反者の処分の覚書であるが「御上様より被為仰出候機休之義」と一斉休機が藩政の一つであり、従って藩の保護育成の一つであつた事を証明しているのである。

覚^②

当村 助右衛門

右之者兼て

御上様より、被為仰出候機休之儀、御領分一統之義不相用猥り之行体に付此度御領分御定之通右機織指留候一同此旨御一統御承知被下京屋又者飛脚之向殿敷御申付以来糸又縮細支配不致候様夫々御支配之向へ御申渡可被下候 以上

文政三庚辰年七月六日

須津村 行 司

三河内村 御行司衆中様

御機屋衆中様

又機休制の禁を犯して、取調べを受けた文書が多く残存している。石川村でも数名のものが機休み中に織立てて取調べられた例が見受けられるところから、機休制の実施が中々困難であり、又機休制の禁を犯してもなお機織を続けなければ、食って行けない貧しい飢餓線上の機屋が多かつた事が窺われるのである。

奉差上口書之事^④

私儀当六月十日より以来之機休中織立候始末御尋ニ御座候此段私儀百姓余業ニ機職仕昨丑八月迄重目織立居候へ共当秋之之儀者軽目ニ仕度候処右重目織立織卷機有之并ニ織糸も多分御座候ニ付右織糸も遣ひ仕不宜候間当新糸買入銀ニ不都合ニ付六月十五日より急ニ織立可申之処不斗隙^ト透も出来候ニ付漸聞七月五日迄ニ卷機残り拾疋織立申候機休中織立不相成儀者兼々相心得罷在候処右様心得違仕候段御吟味ヲ請候而者可申上様無御座奉恐入候此段相違不申上候 以上

石川村 伝右衛門

右伝右衛門口書奉差上候通相違無御座機休中織立不相成義者兼々申付置候ニ付心得違仕候ハハ早速差留可申候処其心付無御座候段御吟味ヲ請候而者可申上様無御座候 以上

石川村 機屋惣代 茂兵衛 外三名連署

同村機屋行司兼帯庄屋 太兵衛 外二名連署

郡御役所様

次に融資であるが、前述の通り、縮緬機業はその原料糸ならびに製品が高価であっただけに相場に激動があり、好況かと思えば一瞬にして不況にあえぐといった投機的な性格を多分にもっていたため、一度不況に襲われると資力の乏しい自営機屋達は困窮と没落の脅威と曝されたのであった。彼等がかかる場合、運上金の減免、或は借金等によるその切り抜け策をいろいろと講じたのであるが、藩でもその救済のためには融資を講じて彼等の危機を救助したのであった。

乍恐奉願上口上之覚^④

一、此度縮緬機屋共困窮仕候趣及御聞被遊、御憐愍を以て機屋共江金子御貸志被下、則御返済之儀は京都三本木於御屋舖に縮緬機業の丹後縮緬機業政策について(一) (足立)

緬御受取被遊被下候段、御郡方井上伝蔵様より被仰付候……（以下略）

安永七戌閏七月

算所村 明石村 機屋 二十六名連署

右願之通り相違無御座候依之奥印仕候

以上

算所村 機屋行事

惣左衛門

同断

藤四郎

同村庄屋 九右衛門殿

すなわち、安永七年（一七七八）には「縮緬機屋共困窮仕候」につき「御憐愍を以て機屋共江金子御貸志被下」れ、その返済方法には生産した縮緬を京都三本木の御屋敷で受取られたのである。

宮津としては「大切の御国産」を保護奨励し、永続せしめるためには、自営機屋達の困窮を無策放置したのでは決してなく、或は貢租を減免し、或は救済資金を貸与して融資を行い縮緬機業発展のために力を尽したのである。

かかる融資の例は幕末に至ってもなお見受けられるのであって、宮津藩が如何に機業の保護と育成に力を注いでいたかが明らかにされる。次の文書はその一例である。

奉差上拝借金証文之事^④

一金百六拾兩 兩ニ付 銀七十四匁替

此銀拾匁貫八百四拾匁

此訳

石川村 長右衛門 伊三郎 平四郎 弥三郎 茂市郎 義八 釜次郎 源次郎

善五郎 仙 助 勝右衛門 太十郎 嘉平次 惣兵衛 又左衛門 庄次郎
 宇 八 喜代七 小左衛門 久四郎 伊 平 茂 八 佐 平 孫 助

金百貳拾兩
 此銀八貫八百八拾匁 老人前 五兩宛 〆二十四人分

香河村 六兵衛 又右衛門 平右衛門 勝左衛門 安 平 義 平 勝右衛門 太 助
 金四拾兩

此銀貳貫九百六十匁 老人ニ付 金五兩 〆八人分

右者此度村々機屋小前之者極難渋ニ付職業元手之手段無御座候ニ付無抛歩機御免之儀御歎願奉申上候処業体永続方厚御理解之上以御慈悲前書之通小前之者へ拝借金被仰付冥加至極難有奉拝借候処実正明白ニ御座候御返上納之義奉伺候処是又厚以御憐愍御沙汰之趣被仰出重々難有仕合奉存候尤証文義へ益暮両度認替可奉差上候為後日拝借証文仍而如件

文久二戌年閏八月

石川村 機屋頭取 又右衛門
 香河村 // 浅右衛門
 御産物 御役人衆中様 石川組機屋年寄 金谷太兵衛

即ち、石川、香河兩村の機屋三十二名が「極難渋ニ付職業元手之手段」を失って窮状に陥った場合、一人五兩宛の貸出融資を行って「業体永続」に努力しているのである。

此の時に藩庁の貸出しはこの外後野組三十名、四辻組十八名計八十名の機屋に及んでいる。如何に機業の保護育成のためにその不況困難時には融資策をもって救済に努力し、機業の永続になみなみならぬ努力を払ったかがこれによって明らかにされるのである。

(9) 其の他の保護育成策

まず機屋奉公人の統制による機屋の保護策である。当時は機一台につき織手一人、機先七分、車廻し半人、静繰り半人、貫仕半人、計三人二分を要したといわれるから、二台以上の機屋では他人労働を使用せざる得ず、加悦谷の村々の機屋に相当数の奉公人が入りこんでいたし、又それ等奉公人は機業経営に欠く可からざる必要条件の一つであった。それだけに機株仲間でもこれ等奉公人を種々規制してその労働力の確保につとめていたが藩庁でも同様に機屋達の要望をいれて奉公人を取締り、機業の円滑なる発達を期したのである。

文化六年に出された「宮津在方御法度書」の中に次の如く、奉公人を取締っている。^⑤

「一、男女奉公人入念請人を取可召仕自然先主之かまひ有之者又は胡乱なるもの不召抱事」とあり、先の主人の承認のない者は召使うことが禁じられていた。そのわけは

奉公人争奪の禁止であった。殊に幕末になって掛機・歩機の激増と相俟って、奉公人が払底し、奉公人の給銀が自然と高騰し、機屋の労働力の確保が困難になるにつれ、奉公人を規制する事は喫緊の要務であった。文政六年、機屋行司の連署で藩庁に出した「乍恐奉願上口上覚」書の中にも「(前略)懸仕入機等多分差出し候に付、銘々其村々機織、糸繰等之奉公人甚払底に相成機屋一統商売大に差支難儀仕候。右に付而は奉公人給銀等も前とは違ひ自然高給に相成候乃已ならず、機屋一統差支難儀至極奉存候(後略)^⑥」と奉公人の払底による経営の困難を訴え、掛機歩機の禁止を歎願しているのである。藩庁としてはかかる原因で機織労働者たる奉公人の払底、ひいては賃銀の騰貴を放置したのではなく、早速、掛機・歩機を厳禁し、労働力の確保に協力して、自営機屋の経営を側面から援助したのである。

なお機業秘密保持の上からも、奉公人の他領流出を禁じて、奉公人の確保をはかっているのである。

次に縮緬機業家の華美になり勝ちなのを戒しめ、家業の永続を図っていることである。

宮津藩の法令に「衣類之件大庄屋其外庄屋身上宜敷ものに至る迄、絹紬布木綿之類着之、其外之百姓ハ木綿布類之外かたく不可着、妻子も同様たるへし^④」とあり、又別項御仕置五人組連判帳には「庄屋年寄総而百姓之家作分限相応ニ輕可仕候、勿論衣類之儀ハ結構なる物を不可着、庄屋ハ妻子共絹紬迄ハ着之夫より上の衣類ハ不可着候、年寄以下平百姓ハ男女共布木綿の外ハ不可着。綾、縮緬、羽二重等ハ襟帯にも致間敷候。百姓に而かも格別之高持長サ百姓にて身分宜敷候はば御役所へ断を立差図を受け絹紬迄ハ可着申候^⑤」と誓わせられており、綾、縮緬、羽二重等の絹布は百姓風情の如き身分では襟、帯にも附着して絶対ならぬとされていた。なお天保の儉約令によると「着服之品麻木綿勿論之事」と為し、結髪、其の他修飾若しくは装身具の類は極度に禁遏し、日常生活にも制限を加えた。

例えば百姓の頭髪を結ぶにも、紙捻りを用いて元結を用いることを禁ぜられ、水呑の如きは必ず蕁苳を以てし、決して元結いを以て結ぶことを許されず、百姓、水呑何れも自身にて結び、若し他人の手を借るにしても家族の内限り他家の手を煩わして結ぶことが法度になっていた。女子の髪鋸りも懸け物、鹿の子、かんざし等は必ず紙に限り、絹布類を用いてはならず。櫛、簪は木又は竹製に限り鼈甲、象牙又は金属類は御法度として禁じられていた。傘は百姓以上は許されていたが水呑以下は竹皮の冠り笠に限り傘を用いず下駄は藁、葛、竹皮鼻緒に限り、皮鼻緒の下駄は長サ百姓にして庄屋、年寄等村役人でなければ之を穿かず、殊に先皮は御免下駄の即ち何かの功勞によつて領主より下駄御免の家格を許されたものでなければ穿くことが出来なかつた。

御免下駄拝領の者は途中領主に邂逅することがあつた場合、一般領民即ち百姓、水吞等は笠または傘を横に仕舞い、下駄を脱いで揃えて置いて路傍に土下座をして奉送仰することになつていたが、御免下駄に限り下駄穿きのまま腰を屈め頭を垂れて拝礼することが許されていたということである。

食物は貧富と家業の種別によつて一定したが、麦飯、大根飯を常食とし、冬期糝糲屑米で糠糧、屑餅を調製して補食したのであつて、御法令に「食物ハ勿論諸色潤沢に候共猥に遣ひ不申、百姓之夫食には雜穀を第一といたし、たとひ高持の百姓たり共酒、菓子類其の外不益之食物不可取用、木之芽、草の根海草、小魚の類にても夫食の助に成候品は常々心掛貯置凶年之助に可仕儀百姓之心掛第一に候^⑤」とあり、農夫百姓は粟稗の雜穀と木芽草根、海草の類を食うべきであり、百姓之分際として米を食ひ、酒を呑み、肴を食ひ、菓子を食べるなどは奢りの沙汰であるとして禁止されていた。又事実法令を布いて抑圧しないでも水吞は水で腹を膨らまして働かなければ生きていけなかつたであらう。況んや天保禁令による奢侈の禁遏と、縮緬機業の大恐慌ににおいておやである。次にあげる文書は促成野菜を喜ぶ氣風を藩庁が禁止した例である。

覚^⑥

一、野菜物等季節不至内売買致間敷旨前々相触候趣も有之候処、近年初物を好み候儀増長いたし殊更料理茶屋等に而ハ競合買求の高値之品調理致し候段不埒之事に候。例之ハきうり、茄子、いんげん、ささぎ之類其外もやし物と唱へ雨障子をかけ芥にて仕立室之内へ炭囲を用ひ養ひ立、年中時候外連々売出候段奢侈を導く基に而、売出し候者共不埒の至りに候間、以来もやし初物と唱へ候野菜之類法而作り出中間敷旨在々之も相触候条其旨を存し堅売買致間敷候……（中略）……若相背もの有之ハ吟味之上急度答可申付候（以下略）

天保十三寅年五月

黒田佐久右衛門

住宅に就ても前記の如く御法令に「庄屋、年寄、総百姓の家作分限相応に軽く仕り云々」^⑧とあり、宏壯なる建築を禁じられていた。しかも建築用材として木材を伐り出すときは、其れが官有、私有なるを論せず、たとえ自分の所有であつても、木請運上を上納し、係り藩庁の認許を経なければ伐採することが出来なかつた。然るに稲架結束材料は村中連帯を以て稲木運上を上納して置き、必要な木竹は勝手に伐り出すことが出来たため、大抵の家屋は稲架材料を多少加工して組合せいわゆる堀建て小屋という建前の下に住宅に充てたので、間取りは狭小にして屋根は草葺の家で粗末なものであつた。要するに衣食住全面にわたつて厳しく規制し、その華美への慾望を抑圧したのであつた。

これら諸施策の外、藩庁としては、機屋、糸店、飛脚、問屋等の株仲間の諸取極めを保証し、その励行を監視し、抜売買等取引上の不正を禁止して縮緬機業の健全な發展に力を尽したのである。

なお機業の保護奨励の一策として、各村々の主だつた機屋の幹部達を表彰する事によつて藩庁の機業統治の実をあげようと努力したことも見逃し得ない事実である。

寛^⑨

石川村 機屋年寄 金谷太兵衛

四辻村 " 庄三郎

其方機此度御国産取締方御改法取調筋出精いたし、且其組申納り方宜敷段畢竟心得方宜敷下々申付方参り届ケ故之義神妙之至ニ候間為御賞以思召御反物被下置候

五月二十九日

大根改 岩賀織國

宮津藩の丹後縮緬機業政策について(一)(足立)

一八九(四八一)

覚^②

御国産御取締筋之儀年来骨折出精ニ付格別之慮中以勤役中并他所出之節帯刀御免被成下且又着下駄差免ス右之通御談有之候
（文久四年）十月廿九日
金谷太兵衛

すなわち、前例は機業取締役の石川村金谷太兵衛と四辻村庄三郎の兩人をその功績顕著なりと認めて、褒賞に「反物」を与え、後例は同じく金谷太兵衛に「帯刀、着下駄」を許して、その功勞をねぎらい、益々機業のために尽力するようにと個人表彰を行つて奨励してゐるのである。

更にかかる個人表彰による保護奨励策以外に、何ヶ町村かの機屋の連合組織からなる団体としての「組」を表彰し、褒美に米を与えて機業の奨励と振興に努力した事実が見受けられ、如何に藩庁が機業の保護奨励に力癪を入れ、「大切の御国産」に期待してゐたかが証明されるのである。次の文書はその一例である。

覚^③

石川組

四辻組

右之者此度御国産取締方御改法取調之儀ニ付何連も心得方宜敷候間為御賞以思召俵数被下置候

米拾俵

石川組

四辻組

機屋共へ

五月廿九日

① 丹後機業沿革調査書 四頁

② 丹後岩屋村誌 四七二〜四七三頁

③ 丹後算所村 西原雄助家所蔵文書

- ④ 丹後石川村 金谷太兵衛家所藏文書
- ⑤ 同前「文久二年御用留覚書」
- ⑥ 丹後岩屋村誌 四六七～四六八頁
- ⑦ 同前文書
- ⑧ 丹後石川村 金谷太兵衛所藏「嘉永七年御用留覚書」
- ⑨⑩ 同前「安政二年御用留覚書」
- ⑪ 同前「嘉永七年御用留覚書」
- ⑫ 丹後史料叢書 第四輯 宮津日記 二二三頁
- ⑬ 同前書 二三三頁
- ⑭ 同前書 二三四頁～二三五頁
- ⑮⑯ 丹後石川村 金谷太兵衛所藏
- ⑰ 同前「嘉永七年御用留覚書」
- ⑱ 同前「文久二年御用留覚書」
- ⑲ 同前「嘉永七年御用留覚書」
- ⑳ 丹後史料叢書 第四輯 宮津日記 二三五頁
- ㉑ 京都労働経済研究所発行「丹後機業の構造分析」二〇八頁
- ㉒⑳ 丹後石川村 金谷太兵衛所藏「嘉永五年御用留覚書」
- ㉔㉕㉖ 同前「嘉永七年御用留覚書」
- ㉗ 野村博士還曆記念論文集「封建制と資本制」二七八頁、江頭恒治、「封建制下における商業資本の在り方」中井家文書同前書 二七九頁
- 丹後後野店は京都の商人二家と日野の商人三家の参加を得て始めたが「京都兩人は銀立故、徳用有之由にて悦被申候へ共日野三人は金立故徳用相見之不申候に付、仲間はなれ申度趣にて、木村・竹岡兩人は右之差入金相戻し埒合仕候」とある如く金立と銀立との間の利害関係の衝突が生じ、日野商人三人の脱退を見るに至ったのでこの機会に次の如く組織を改めて新

発足している。

	出資額	出資者	持歩割（損益）
②⑨	七千五百兩	中井源左衛門	十五歩
③①	千兩	杉井九右衛門	二歩
③②	千兩	寺田善兵衛	二歩
③③	五百兩	矢野新右衛門	一歩
③④	計一万兩	四人	二十歩
③⑤			
③⑥			
③⑦			
③⑧			
③⑨			
④①			
④②			
④③			
④④			
④⑤			
④⑥			
④⑦			
④⑧			
④⑨			
⑤①			
⑤②			
⑤③			
⑤④			
⑤⑤			

立命館経済学 第七卷 第四号 拙稿「近世丹後縮緬機業地帯における商業資本家の存在形態」五八～六三頁
 「西原年代雜誌」丹後岩屋村誌 四七一頁
 丹後縮緬織物工業協同組合所蔵文書宮津領機方文書 四八〇頁～四八五頁
 丹後算所村 西原雄助家所蔵文書
 丹後縮緬織物工業協同組合所蔵「宮津領機方文書」
 丹後石川村 金谷太兵衛「嘉永七年御用留覚書」
 京都労働研究所発行「丹後機業の構造分析」二三五頁
 丹後石川村 金谷太兵衛「文久二年御用留覚書」
 丹後岩屋村誌 三五八頁 ①⑦ 与謝郡誌上 三八九頁
 丹後岩屋村誌 四六七頁
 同書 三五五頁
 同書 三五七頁～三五八頁
 丹後石川村 金谷太兵衛所蔵「文久二年御用留覚書」
 同前「文久四年御用留覚書」